

## 業 務 説 明 資 料

本説明資料は業務委託先を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。本説明資料は業務の実施内容について示すものであるが、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項はすべて実施するとともに、従事者にその内容を周知徹底し、業務の遂行にあたらなければならない。

- 1 件名 トリアスロン誘致アドバイザー事業の実施委託業務
- 2 履行期限 契約の日から平成31年3月20日まで
- 3 履行場所 本契約で定める業務を遂行するに相応しいと認められる場所
- 4 業務目的 トリアスロンについては近年全国的に参加者が増える一方で、合宿時に望む条件をクリアする地域が少ない。田沢湖や高低差のある地域の資源を活用した、トリアスロンでの誘客の可能性を調査し受入体制の構築を目的とする。
- 5 業務概要 本業務の内容としては、下記を想定している。
  - (1) 地域資源の活用への助言
  - (2) 現地調査の実施
  - (3) 受け入れ体制整備への助言
  - (4) 今後の計画の策定
- 6 成果品 下記に掲げる成果品を、委託期間終了後直ちに協議会へ納入する。
  - (1) 報告書（製本版3部・電子データ版CD1枚）
  - (2) 報告書の根拠となる挙証資料等
- 7 その他
  - (1) 委託期間中は、定期的に担当者打ち合わせを実施すること。また、必要に応じて、電話、電子メール等でやり取りを行うこと。中間報告を求められたときは早期に提出すること。
  - (2) 受託者は、本市と連絡を密に取りながら、誠実に業務を履行すること。
  - (3) 受託者は、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならないこと。なお、契約期間満了後においても同様とすること。
  - (4) 業務の一部または全部を第三者へ請け負わせることは出来ない。
  - (5) 成果品に係る知的所有権は、仙北市農山村体験推進協議会とする。